

著作権利用のマナーを身につける

～総合的な学習の時間における映像制作と道徳の時間の授業において～

1 はじめに

(1) 児童の実態から

「KWN（キッド・ウィットネス・ニュース）2年連続日本一！」今年の6年生が昨年度受賞したパナソニック財団の主催する映像制作を通じた教育支援プログラム)の結果である。このコンクールでは、最優秀賞および撮影賞をいただき、日本代表として2年連続グローバルコンテストにも出場した。その他、地域のコンクールに出品し入賞するなど、本校の6年生は映像制作に関する撮影や編集などの技術はとても高い子どもたちである。ところが、著作権意識となるととても低く、その都度、教師が指導をする必要があった。むしろ、情報処理の技術が高まれば高まるほど、デジタルデータの引用や転用など、著作権意識とのギャップは大きくなる傾向があり、著作権利用については、系統的に指導する必要を常々感じていた。

また、他の学習場面でも、子どもたちの情報処理の技術の高まりとともに、ネットワーク上のデータの無断転用や“コピペ”と呼ばれる行為が横行しているなど問題も出てきている。情報に関する自分や他者の権利を尊重するといった姿勢の欠如を何とかしたいという思いがあった。

(2) 著作権利用のマナーについて指導を情報モラルの指導の中に位置付ける

本校でも、情報モラルに関するモデルカリキュラムを持っているが、そこで、本年度も総合的な学習の時間の中で映像制作に取り組む6年生に、ぜひ著作権意識を高め、利用のマナーを守った活動を進めてほしいと、活動の中に著作権に関する体験的な実践を取り入れることとした。

ただ、それだけでは学校全体の学びとはならない。次年度本格実施される新指導要領でも、「児童の発達の段階や特質性を考慮し、第2に示す道徳の内容との関連を踏まえ、情報モラルに関する指導に留意すること」と「道徳の時間の指導における配慮とその充実」の項に記述されているように、単に知識としてだけでなく、心を育てていくことが大切だと読み取ることができる。また、「情報モラルとは、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方・態度ととらえることができ、その内容としては、個人情報保護、人権侵害、著作権に対する対応、危機回避やネットワーク上のルール、マナーなどが一般に指摘されている」と「小学校学習指導要領解説 道徳編」(P97)に示されており、その実践力が問われている。

そのためには、系統的に著作権意識を高める必要がある。そこで、本校では今年度より、各学年の道徳の時間の授業の中で情報モラルの学習を学期に1～2回程度実施するようにしている。その中でも特に著作権や肖像権に関わるような教材を計画的に学習させたいと考えた。

本実践は、映像制作活動の中での著作権に関する学び<実践Ⅰ>と、道徳の時間を活用した著作権についての系統的な取組<実践Ⅱ>について述べる。

2 実践の内容

<実践Ⅰ> 6年5組における映像制作と著作権についての指導

(1) 今年度の映像制作の取り組みについて

今年度の6年5組では、1・2学期間で3回、作品数にして合計17点の作品を制作した。

1 学期には映像制作の手始めとして「30秒CM」の制作に取り組んだ。これは、子ども達自身が普段思っていること、伝えたいことを30秒という短い時間の作品にまとめることで、必要最小限の映像で言いたいことを最大限に伝える経験をさせようと考えて行ったものである。

2 学期前半には「後世に伝えたい井田学区」として、学区にある公園や神社・仏閣、川などから後の世に伝えたいと思う物を子ども自身が選び、それを紹介する作品を制作する活動である。ここではインタビューなどさまざまな取材経験を通して子ども達のコミュニケーション能力を向上させつつ、その後のKWNの作品制作に向け、多彩な表現方法を経験させることを目的とした。

2 学期終盤にはKWNに応募する作品制作を行った。これはここまでの映像制作の総括として、世界中の人々に自分たちの意見を伝えられるようなグローバル・スタンダードの作品制作を目指すものである。

イ 撮影や編集におこった問題

最初の問題は、1 学期の「30秒CM」の制作中に起こった。「森林破壊」をテーマに取り扱ったチームが富士山の映像を必要としていたが、実際に富士山を撮影しに行くこともできずに困っていた。そこでそのチームが取った手段が、「書籍に載っている写真をビデオで撮影する」ことであった。制作開始前に著作権については説明を行ってはあったが、子どもの意識は主にネット上の著作物に向いており、書籍上の写真については著作権の意識が薄かったと考えられる。ここでは最終的に富士山の絵をチームの子に描かせ、それを使用することで解決した。



写真1 編集作業の様子

また他のチームは、作品にBGMを使うことになり、チームの子が個人所有する音楽CDを使用しようとしていた。明らかに著作権違反だが、子どもの意識としては、「個人所有のCDはその持ち主が自由にできる物だから、中に入っている音楽も自由にできる」と考え、特に罪の意識はなかったようである。この場合は教師側で著作権フリーの効果音楽集を用意し、それを使用させることにした。

2 学期の「後世に伝えたい井田学区」の映像制作では、学区を流れる川の未来予想図について、学級内の他のチームの子が以前に描いた絵を無断で使用しようとしていた。「クラスの授業で行っている映像制作だから、同じクラスの子の絵なら大丈夫だろう」という考えからであり、ここでも子どもに罪の意識は全くなかった。

ウ 解決のための取組

① 著作権についての授業を行い、子どもたちの著作権に対する理解を深める

上の3つのケースの全てに共通して言えるのは、子どもたちはそれが著作権を侵すことになるととらえていなかった、ということである。制作活動に入る前に著作権について説明はしておいたので、子どもたちは「著作権というものがあり、それは大切にしなければならない」ということは理解していた。しかし、「どのような場合に著作権が侵されることになるのか」という点についての理解が不十分だったのである。

そこで、あらためて著作権についての授業を道德の時間を利用して行った。この授業では、できるだけ子どもたちにとって身近な事例を取り上げることで、実際の制作活動において子どもたちが実戦的に判断できる材料とすることをねらった。

② 子どもたちが自分たち自身の事例について話し合い、理解を深めた。

上で紹介した「後世に伝えたい井田学区」の事例では、著作権を侵した側と侵された側の双方

が同じ学級であることから、子どもたち自身に著作権について考えさせる良い機会であると考え、学級内で話し合いを行った。

無断使用された子からは、「自分の描いた絵が勝手に使われるのはちょっといやな気がする」と、著作権を侵される側の心情が紹介された。しかし最終的には、「でもちゃんと『使いたい』って言ってくれば、自分の絵が役立つことにもなるんだし、使ってくれていい」という言葉が出たので、あらためて使用の許諾を本人に得させることで解決した。著作権問題が発生し、当事者同士が合議し、和解するというプロセスを生で体験できたことは貴重であった。

③ 教師と保護者が子どもたち自身の著作権を大切に示す

子どもたち自身の理解を深めると同時に、子どもたちの身近にいる大人である親や教師が子どもたち自身の著作権を大切に示す行動を取ることが必要である。そうすることで、子どもたちに著作権が保護されている実感を持たせることが必要であると考えた。

本学級では子どもたちの作品を積極的に各種コンクールに出品している。そして出品の際には必ず子どもたち一人一人に著作権・肖像権の見地から出品の許諾を得た上で、保護者にも書面で許諾を請求し、署名・捺印をもらっている。出品一つについてもこのような厳重な手続きを踏むことで、子どもたちは「自分たちの作品の著作権は自分たちにあり、それは大切にされている」と実感させることができている。

エ まとめ

映像制作と著作権とは切っても切れない関係にある。著作権を強く意識し、大切に示す気持ちを育てることは、そのまま良い映像の制作者を育てることにつながる。今後も映像制作の実践を続けていくが、常に子どもたちには著作権を意識させることを心がけていきたい。

<実践Ⅱ>

(1) 各学年における「著作権」に関わる教材

各学年において、情報モラルに関する学習を道徳の時間の授業の学期に1～2回実施することを全校体制で取り組む。また、その中で著作権に関する以下の題材を該当学年で実施することとした。

1年生	「人の作品を大切に示す」—友達の作品に落書きしないで—	* 1
	「友だちの作品を大切に示す」	* 2
2年生	「ルールやマナーを守る」—コンピュータを使うときの約束を守ろう—	* 1
	「デジタルカメラを使うときのマナーについて考えよう」	* 2
3年生	「ネットワークの公共性」—みんなのネットワークをよりよくしよう—	* 1
	「著作権の概念を知る」—クラスのマーク“ピーチくん”—	* 1
4年生	「不正ダウンロード」—何でもダウンロードしていいのかな—	* 1
	「写真と肖像権」—1枚の写真	* 1
5年生	「フリ画交換の危険」—ケータイで交換したフリ画はどこへ?—	* 1
	「著作物の利用」—わたしのWebページ—	* 1
6年生	「動画投稿」—どうして投稿しちゃいけないの?—	* 1
	「肖像権について考えよう」	* 2
	* 1 「事例で学ぶネットモラル」 広島教販	
	* 2 「情報モラル指導ポータルサイト」 日本教育工学振興会 (JAPET)	
	平成 19 年度文部科学省委託事業「情報モラル等サポート事業」	

(2) 低学年（1年）における実践

ア 題材名 「ともだちのさくひんをたいせつにしよう」

利用教材 「人の作品を大切にする」—友達の作品に落書きしないで—

『事例で学ぶネットモラル（広島教販）』

この題材は、善意ではあるが、友達の作品に手を加えた主人公（ゆうた）と、その行為に疑問を持つ友達（たいち）、作品に入れられて泣けてしまった友達（あかね）の3人の登場人物から構成された教材文である。たとえ“しんせつ”から出た行動でも、人の作品には勝手に手を入れるべきではないという価値を子どもたちに気付かせたいという内容である。

イ 指導の実際

①子どもたちの感想

最初に、子どもたちは、「あかねちゃんのことを思って書き加えた」主人公に、肯定的であった。事実、それで絵が良くなっていればいいという子どももいた。（35名中12名）そうした子どもたちの思いを引き出しながら、「作品を大切にする」という価値に近づけようと考えた。

②話し合いから

教材文には、「落書き」という言葉は最初には出ていないため、「書き加える」と肯定的な子どもたちと、たとえ結果的に良くなろうと、人から手を出されるのは嫌だという意見で、話し合いが進んだ。しかし、書き加えるという行為に疑問を持った子どもの存在や、当事者が泣き出したこと、



写真2 授業の板書より

話の終盤に出てくる、「落書きをした」という言葉から、「書き加える」ということも、だまってそれをされた側にとっては、「落書きといっしょ」という発言が出て、子どもたち全員が、「勝手に書き加えることは例え親切心でもいけない」という意見に結びついた。

ウ まとめ

人が作った作品には、その人の思いや願いが込められている。教材文のように、人の書いた絵を直すことは、たとえよくするためだと自分が思っても、「書き直し」「書き加え」が「落書き」になるということに加えて、真似することもいけないということを教師の説話とともに話をした。ただ、小学校の低学年においては、模倣も大きな学びの過程なので、人の考えを大切にするという範囲にとどめた。

子どもたちなりに、納得していたようである。教室の掲示板や廊下にある掲示作品にも、その後ことのほか気を使っていた。

(3) 高学年（6年）における実践

ア 題材名 「動画投稿はいい？悪い？」

利用教材 「動画投稿」—どうして投稿しちゃいけないの？—

『事例で学ぶネットモラル（広島教販）』

10月、尖閣諸島の海上保安庁のYouTube動画データ流出事件が起こった。その良し悪しを論ずる前に、子どもたちの動画投稿サイトへの興味が非常に高まるきっかけとなり、子どもたちが動画サイトにある著作権・肖像権侵害の甚だしいデータにも触れる機会が多くなった。そんな状況だからこそ、動画サイトについて子どもたちに考えさせる機会を持つべきだと考え、実践に取り組んだ。

この題材は、居眠りする友だちの寝顔を携帯電話で動画撮影した主人公（れいな）が、その動画を撮影された本人（ありさ）に無断で動画投稿サイトに投稿してしまったという事例を通して肖像権について考えさせるものである。

イ 指導の実際

① 撮影する側の気持ちから

まずは題材となる動画クリップを再生し、話の流れを確認した。その後、「ありさの寝顔を撮影するれいな気持ち」を考えさせた。子どもたちからは「ありさがかawaiiからつい撮ってしまった」「新しいケータイがうれしくて撮ってしまった」「友だちだからいいと思った」など、決して悪意はないものの、独善的なれいな気持ちが発表された。

② 個人で楽しむことと投稿サイトに投稿することの違いから

次は子どもたちに投稿サイトに投稿することで何が起きるかを考えさせた。すると「知らない人に見られる」「世界中の人に見られてしまう」「悪い人に何かされそう」などの意見が発表された。この段階で、意志に反して映像が投稿されてしまうことは、本人にとって良くないことにつながり得ることが子どもたちには意識された。

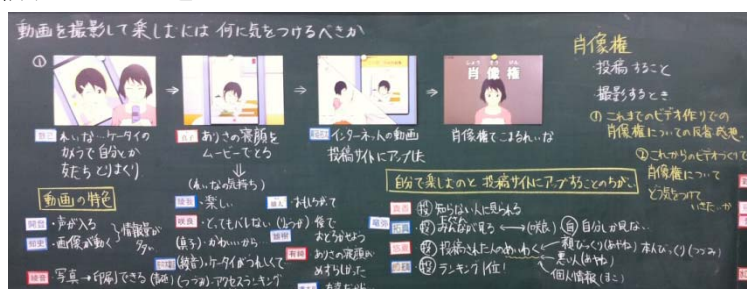


写真3 授業の板書より

ウ まとめ

肖像権を考える上で大切なのは、「撮られる人の気持ちを考えること」である。この授業を通して、子どもたちはこのことを理解することができたように思う。これは「勝手に人を撮ってビデオに入れないようにする。撮影する時は撮られる人にOKをもらってから撮るようにしたい」という授業後の感想からも明らかである。

3 成果と課題

(1) 成果

著作権における指導も、様々なトラブルを未然に防ぐために、計画的に指導を行うことと、子どもたちがそうした場面に直面した時（むしろ、問題だと意識していない場合も多いが）、タイミングをとらえて指導する2つの面を持っている。

特に映像制作の技術が高まっている本校の6年生に、場面に応じて、その機会を持てたことは大きな成果である。映像を処理し発表する技術だけでなく、作品制作者としてのモラルが高まったことが非常にうれしい。また、計画的な指導として、本校の情報モラル指導の計画の中に、意識的に著作権指導を位置づけたことによって、各学年段階において、自分や他者の権利意識やマナーを守ることに、指導ができたことは大変意義があった。

(2) 課題

メディアの充実や技術の向上とともに、さらにモラルが問われるのは、著作権だけの問題ではない。昨年度本校にも、「スクールニューデール政策」による学校のICT化推進のおかげで、全普通教室に大型ディスプレイや教室用PC、書画カメラなど整備された。また学校独自で、子どもたちの動画編集用のブースも用意した。子どもたちに「できること」が増えることに伴い、今まで以上に、著作権を含めた情報モラルの学びを計画的に実施する必要があると感じている。